

警察署へ相談した際の対応



警察では、正確に被害の状況を把握するため、

- ☑ あなたや相手の氏名、住所、生年月日、勤務先、家族関係
- ☑ ストーカー行為の内容
- ☑ あなたの意向（注意してほしい、刑事手続をとってほしい等）

等をお尋ねします。

また、秘密は厳守し、解決への道筋をアドバイスします。

刑事手続をとってほしい

被害の届出をする

検挙

暴行、傷害、脅迫、器物損壊、名誉棄損、ストーカー行為罪等

※ストーカー規制法違反
1年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

行政手続をとってほしい
(警告又は禁止命令)

警告を望む

相手方に警告書を交付する

警告に違反した場合

禁止命令を望む

相手から言い分を聞く
(聴聞)

禁止命令
(相手方に禁止命令書を交付する)

禁止命令に違反した場合

検挙

- 禁止命令に違反したストーカー行為
2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
- 禁止命令に違反したつきまとい行為
6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

被害防止の援助を受けたい

110番緊急通報システムに登録してほしい

「援助申出書」を提出する

【援助申出の例】

- ストーカー行為等をした者の氏名等を教えてほしい
- 住民基本台帳を閲覧等されないための支援をしてほしい
- 被害防止に資する物品の貸出し等をしてほしい

口頭注意してほしい

このほかにも、被害者へ定期連絡を行い、継続した保護対策を行います。